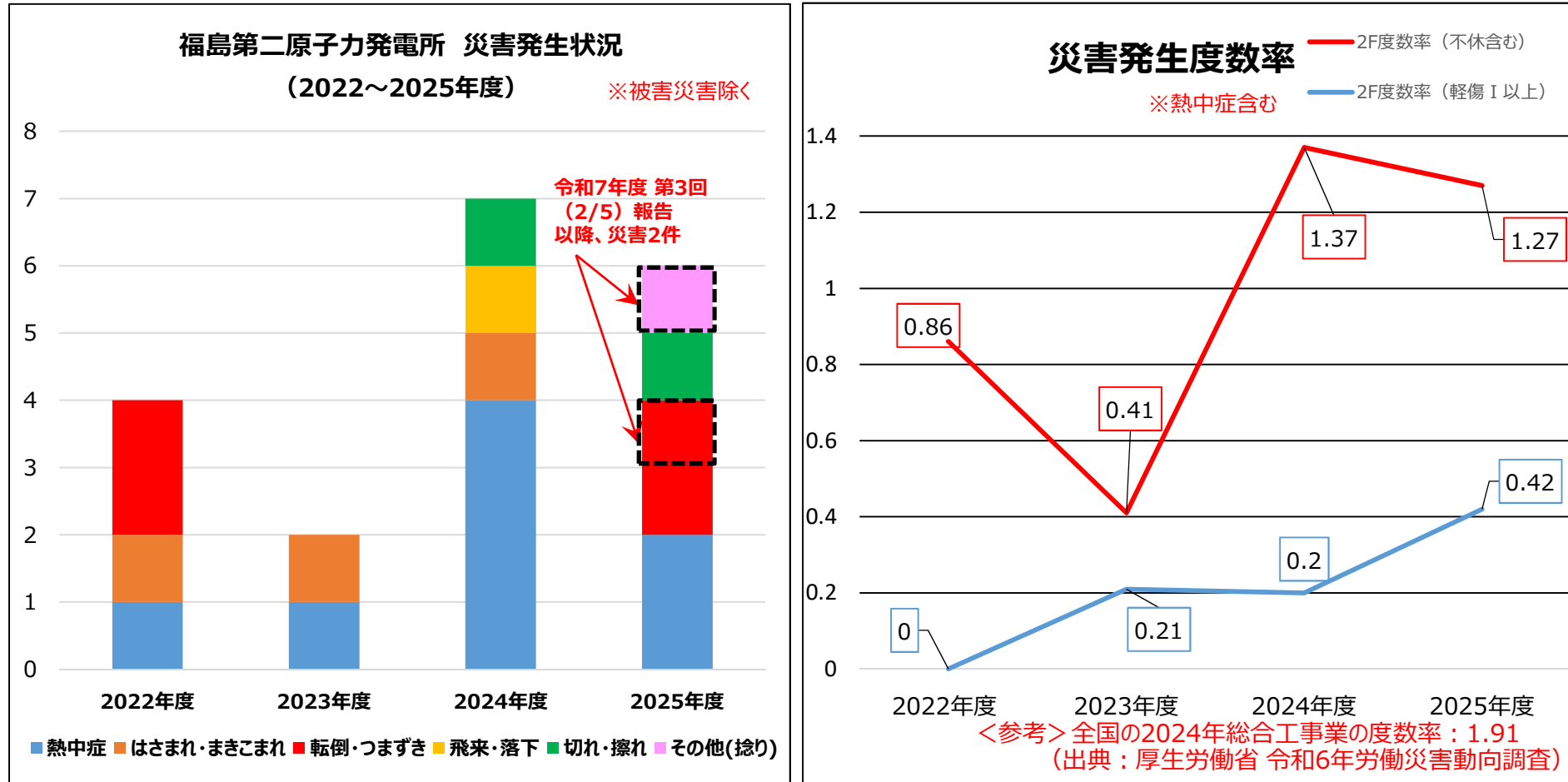


福島第二原子力発電所における
2025年度 人身災害発生状況及び
2026年度の安全活動計画について

2026年6月3日

東京電力ホールディングス株式会社

◎ 福島第二原子力発電所 災害発生状況 (2026年 3月31日時点)



- ✓ 2025年度は6件の災害が発生
 件数内訳 … 熱中症：2件 転倒・つまずき：2件 切れ・擦れ：1件 その他（左足捻り）：1件
 社員災害：1件 請負災害：5件

◎災害発生状況（まとめ） ※熱中症除く

◆人身災害4件の発生▲ ③④：重症災害

- ①9/16発生：屋外巡視中（夜間）の警備員が道路の段差につまずき転倒し負傷（種別：転倒・躓き）
- ②9/21発生：事務作業中の作業員がファイルキャビネットの扉角に頭頂部をぶつけて負傷（種別：切れ・こすれ）
- ③3/9発生：監視装置の巡視作業を終え立ち上がった際、左膝を捻り負傷（種別：その他（捻り））
- ④3/11発生：現場作業終了後、事務所へ戻る途中に出入口前の段差を踏み外し転倒し負傷（種別：転倒・躓き）

★人身災害の共通要因

2025年度 災害の共通要因として「基本動作・安全行動が出来ていない」ことが挙げられる。

- ・移動中の足元の安全確認が不足していた。
- ・キャビネット扉を閉じる基本動作の徹底が不足していた。

また、「危険源の抽出が不足していたことやリスク低減措置が実施出来ていなかったこと」も要因として挙げられる。

- ・危険箇所の抽出や注意喚起、周知が不足していた。
- ・移動経路上にある危険箇所のリスク低減措置が実施できていない。

◎次年度の安全活動計画への反映

①作業点検の実践および危険源のリスク低減措置

- ・作業点検において、危険源のリスク低減措置を実施する。

②安全な行動の浸透・定着活動の展開

- ・発電所の所員全員が「安全な行動」の振る舞いを実践するため、自分たちで決めた「2F安全統一ルール15条」※1を遵守するため、浸透・定着活動を展開する。（定期的なキャンペーンなど）

※1：スライド28 2F安全統一ルール15条 参照

◎ 熱中症災害について（まとめ）

令和7年度 第2回 11/18 報告済

★ 熱中症 2 件の発生 ★

・熱中症は協力企業 1 件、社員 1 件が発生しており、昨年度より減少した。

共通して、熱中症防止対策（12の対策）※2を確実に実施されていた点は良好事例。

しかし、経験の浅い若年者や既往歴のある熱中症リスクの高い方への配慮が欠けていたことや体調変化に対して、相互に気づくことが出来なかったことが主な要因。

- ・経験の浅い若年者
- ・既往歴（過去に熱中症発症の経験有）
- ・「言い出しやすい環境」 ・「仲間への声掛け」

◎ 次年度の安全活動計画への反映

熱中症に関しては、防止対策の浸透・定着化のため周知・徹底を図る活動を継続して展開。

① 熱中症対策（12の対策）の遵守

- ・・・ 若年者や熱中症リスクの高い方への配慮を重点ポイントとする。
- ・・・ 熱中症予防体調自己チェック表へ反映（若年者や熱中症リスク（既往歴の有無））

② 熱中症防止及び発生時の緩和対策

- ・・・ 各所へのOS-1 配備やウェアラブルデバイス（カナリアplus）の活用を徹底する。

③ 熱中症予報・情報、WBGT値に応じた緩和対策の実施

- ・・・ 空調服、クールベスト・保冷剤、飲料水、塩タブレットを配備する。

※2：スライド17 熱中症対策（12の対策）の徹底 参照

◎ 2025年度（下期） 安全活動の実績（1/7）

アクションプラン	安全活動の実施項目、実績	活動の結果
<p>安全意識の向上・浸透</p>	<p>◎ 幹部による安全点検確認時の助言、指導【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の災害発生を受けて災害要因となった事に対する安全意識、対策が継続されており劣化、風化がないことを確認。予兆については適宜指導を行い、協力企業、工事監理員に浸透させる。 <p>◆ 活動実績 ◆</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体朝礼、安全推進協議会、安全衛生委員会、MM※3、各DB（イントラ、ふくに企業ネット）等を活用し社員及び協力企業へ安全活動に関する周知を実施。 安全点検運用要領に基づき点検実績：73件（3月31日時点） 連続無災害記録の掲示：19日（3/31現在） 冬季安全活動強化運動の展開（12/1～3/31） あいさつ運動の展開（核セキュリティ部門、協力企業と協働）：1回／月 「あんぜんプロジェクト」STOP！転倒災害の展開（9/1～10/31） 転倒しにくい歩行の実践として「階段では、手すりを掴んで昇降する」安全活動を浸透・定着させる取組みを継続して実施。 「安全な行動」浸透・定着活動の展開「安全装備品を正しく着用しよう！」（11/25～1/31） 人身災害や事故を防止するため、必要な保護具を正しく身につけることを観点到浸透・定着活動を展開。 「安全な行動」浸透・定着活動の展開「5S（整理・整頓・清掃・清潔・習慣化）」を徹底しよう！（2/16～3/31） 業務・作業効率の向上や災害リスクの低減のため、安全・品質・効率を高いレベルで維持することを観点到浸透・定着活動を展開。 <p>⇒ 安全活動の展開や周知の不備、安全点検未実施に起因する災害はなし</p>	<p>安全活動の展開・周知不備 安全点検実施不備に起因する災害なし</p>
<p>危険作業抽出力向上</p>	<p>◎ リスクアセスメントの実施【継続・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事や業務におけるリスクアセスメントを実施し散在するリスクを抽出し、対策や改善を共有し実施する。特に現場への移動、現場間の移動の経路上の段差や扉を含むリスク抽出を徹底するとともに、腐食や劣化による周辺状況の危険を抽出し対策を実施する。 注意喚起表示があるものは順守する。 移動に関するリスクアセスメントを実施する際は、過去の災害事例を参照し、類似災害を防止する。 <p>◎ 災害発生の要因（転倒・つまずき：1件）</p> <p>⇒ 段差（縁石）などの危険源の抽出が不足していたことやリスク低減措置が実施出来ていなかったことが主な要因（段差の存在への対応）</p>	<p>リスク抽出結果の共有、リスク排除の不足による災害が発生</p>

※3：毎朝の所内ミーティング

◎ 2025年度（下期） 安全活動の実績（2/7）

アクションプラン	安全活動の実施項目、実績	活動の結果
危険作業 抽出力向上	<p>◎ 安全点検の実施（安全点検運用要領順守） 【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全点検運用要領に則り直営作業、訓練、各工事において作業員及び協力企業と一緒に安全点検を実施し、リスクアセスメントで抽出されたリスク低減策の実施、手順や要領への反映、改善や是正をおこない現場リスクを低減する。 ◆活動実績◆ <ul style="list-style-type: none"> 安全点検において作業プロセス・ルール、工具等の点検事項を確認（スライド18 <別紙1> 参照） <p>⇒ 安全点検運用要領の不遵守による災害発生はなし。</p>	安全点検に起因する災害なし
	<p>◎ 安全点検の実施（作業ルール・プロセス） 【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業プロセス、基本ルールが手順書等に明確に示され作業に携わる者全員と共有されている事作業現場の危険箇所（回転体、動力部、充電部等）に対する物理防護がされている事を確認しリスクを排除する。手順書はクリティカルステップとその確認行為明確化し作業にあたっては基本動作を徹底する。 ◆活動実績◆ <ul style="list-style-type: none"> 安全点検において作業プロセス・ルール、工具等の点検事項を確認（スライド18 <別紙1> 参照） <p>⇒ 安全点検運用要領のプロセス、作業ルールによる不備はなし。</p>	安全点検不備に起因する災害なし
	<p>◎ 安全点検の実施（工具類） 【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全上リスクがある回転工具や本来具備されているべき安全装置・保護カバーを取外すまたは無効化した工具、用途外の使用を確認しリスク排除する。 ◆活動実績◆ <ul style="list-style-type: none"> 安全点検において作業プロセス・ルール、工具等の点検事項を確認（スライド18 <別紙1> 参照） <p>⇒ 工具類の使用、不備に起因する災害発生はなし。</p>	安全点検不備に起因する災害なし
	<p>◎ 安全点検の実施（安全装備・保護具） 【継続・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全装備・保護具の着用、非着用の基準を手順に反映し着用失念を防止する。法令上要求される装備については作業従事中は必ず着用を徹底する。 ◆活動実績◆ <ul style="list-style-type: none"> 安全点検において作業プロセス・ルール、工具等の点検事項を確認（スライド18 <別紙1> 参照） <p>⇒ 安全装備の不備に起因する災害発生はなし。</p>	安全点検不備に起因する災害なし

◎ 2025年度（下期） 安全活動の実績（3/7）

アクションプラン	安全活動の実施項目、実績	活動の結果
	<p>◎『現場作業者と顔の見える関係づくり』『受発注者が互いに言える現場づくり』を展開【継続・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一線事業所：作業現場に出向く頻度を高め、顔の見える関係を作る ・委託、請負工事の現場出向時やMO※4活動時に所員が作業者と対話を重ね、顔と名前を覚えてもらい気軽に相談できる関係を構築する。 <ul style="list-style-type: none"> ✓協力企業との対話で本音を聴き取り現場の状況を把握する。 ✓現場レベル（作業員-担当者間）での対話・懇談の場を設定する。 <p>◆活動実績◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職によるMO活動を実施。（1回以上/月/人） ・監理員による現場出向時（TBM-KY※5、作業の振り返り など）による作業員との対話 ・あいさつ運動の展開（核セキュリティ部門、協力企業と協働）：1回/月 <p>⇒ ・MO活動や監理員による現場出向時（TBM-KY、作業の振り返り）における協力企業担当者、作業者との対話は出来ている。</p>	<p>現場作業者との対話は概ねできている</p>
<p>危険作業 抽出力向上</p>	<p>◎TBM-KYへの参加（作業ルール・プロセス）【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々のTBM-KY活動に参加しリスクの共有や必要な指導・助言を行うと共に実施内容の実効性や作業プロセス・ルールが守られているか、安全上重要な事項が共有出来ているか確認する。 ・「6つの重要な質問」を活用し、リスクの共有ミス未然防止に努める。 ・一日の作業について結果を振り返り、翌日以降の作業手順・環境を改善する。（アフターKY） <p>◆活動実績◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監理員の現場出向時やMO活動においてTBM-KYの実施状況を確認 <p>⇒ TBM-KYの未実施、作業の振り返り時の改善点の反映不備に起因する災害はなし。</p>	<p>TBM-KYの未実施、作業の振り返りの不備に起因する災害なし</p>
	<p>◎安全対策仕様書、工事共通仕様書の遵守【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負工事、業務（直営）作業における安全対策の標準化が図られるなど作業安全、災害のリスク低減を実施してきたが、安全対策仕様書、工事共通仕様書の遵守事項（作成書類、資機材、装備、標示）について請負方に要求している事項が確実に実施され、継続していることを確認する。 <p>◆活動実績◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各工事、委託作業案件の事前検討会や安全事前評価、監理員の現場出向時において各仕様書の記載事項が遵守されていることを確認 <p>⇒ 安全対策仕様書、工事共通仕様書の不遵守に起因する災害発生はなし。</p>	<p>各仕様書不遵守に起因する災害なし</p>

※4：スライド16 項目：マネジメントオブザベーション（MO） 参照

※5：スライド18 項目：TBM-KY 参照

◎ 2025年度（下期） 安全活動の実績（4/7）

アクションプラン	安全活動の実施項目、実績	活動の結果
危険作業 抽出力向上	<p>◎ 3H作業（工事・業務（直営））【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな3H作業についても引き続き、施工要領書の確認、作業手順の相互確認、安全対策等への指導・助言を行う。 ・3H作業のほか特殊な作業、工法の導入など状況に応じて原子力安全事前評価マニュアルに基づき安全事前評価を実施する。 <p>◆活動実績◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全事前評価の対象案件工事について計画に基づき事前評価を実施。 <p>⇒ 3H作業、業務に起因する災害発生はなし。</p>	<p>3H作業・業務に起因する災害なし</p>
	<p>◎ MO活動【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MO活動を発電所幹部や作業責任者が行い、作業現場における法令・作業ルール、リスクアセスメントやTBM-KYで決めた事が守られ、安全が確保されているかを確認し、作業員との対話（言い出し易い関係）や状況に応じ指導・助言をおこない現場リスクを低減する。 <p>◆活動実績◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職によるMO活動を実施。（1回以上/月/人） <p>⇒ 安全が確保されているかの確認、作業員との対話（言い出し易い関係）や状況に応じ指導・助言および良好事例についてMODBへ入力。 過去の指導、助言および良好事例を観察ポイントとして収集し、MO観察者へ提供する。 「安全な行動」浸透・定着活動「安全装備品を正しく着用しよう！」を展開以降、作業現場での実践状況をMO活動にて確認。</p>	<p>MO活動による現場作業員との対話により現場リスクは低減できている</p>

◎ 2025年度（下期） 安全活動の実績（5/7）

アクションプラン	安全活動の実施項目、実績	活動の結果
危険予知能力向上	<p>◎ 災害動画（1F,2F,KKの実災害）の活用【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に実際に発生した災害（最悪の結果）を振り返る（または知る）事で、作業における災害要因の排除の意識を高める。事例検討においても活用し、類似災害の防止を徹底する ◆活動実績◆ <ul style="list-style-type: none"> ・過去に発生した災害事例（実災害動画）を所員、協力企業へOE情報、事例検討の題材として動画の視聴を展開。 <p>⇒ 過去の実災害の類似災害はなし</p>	<p>過去の実災害の類似災害はなし</p>
	<p>◎ OE情報、JIT情報の活用【継続】</p> <p>◎ 労働災害情報の活用【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々のMM、作業、業務（直営）等において事例を自らの業務に置き換え自らの対策として展開させる ・「伝わり、浸透し、活用される」観点で、ファンダメンタルズ※6に照らした振る舞いや、あるべき姿、法令遵守等の付加情報を追加し、類似災害を発生させないよう所員、協力企業へ展開する（全体朝礼、安全推進協議会、安全衛生委員会、MM、各DB（イントラ、ふくに企業ネット等）を活用） ◆活動実績◆ <ul style="list-style-type: none"> ・他電力や自社内で発生した災害（死亡・重症災害）及び原子力発電所関連の災害情報について発電所員、協力企業に向けて情報を提供。（提供件数：27件（3/31末時点）） <p>⇒ 周知事例の類似災害はなし</p>	<p>OE情報の活用を起因とした災害の発生はなし</p>

※6：スライド16 項目：振る舞い教育 参照

◎ 2025年度（下期） 安全活動の実績（6/7）

令和7年度 第2回 11/18 報告済

アクションプラン	安全活動の実施項目、実績	活動の結果
<p>熱中症防止対策</p>	<p>◎ 熱中症防止対策【継続】 作業計画・準備段階から『熱中症対策（12の対策）』の基本事項を全員で共有・理解し、実践する。 また、現場作業における作業管理や作業員の健康管理、こまめな休憩管理（水分・塩分補給）のほか、WBGT値の測定結果を考慮した緩和対策（空調服・クールベスト・保冷材の活用等）を実施し熱中症の発生を防止する。</p> <p>◆ 活動実績 ◆</p> <p>◎ 熱中症対策（12の対策）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱中症防止対策の所員、協力企業への展開（5/1～10/31） ・熱中症対策（12の対策）の見直し（産業医監修のもと記載内容の見直し） ・防止対策前に予防対策を所内へ発信（暑熱順化、体調管理、水分補給等） ・夏季安全活動強化運動の展開（6/1～10/31）に合わせて再周知 <p>◎ 熱中症予防情報の情報提供（イントラ、ふくに企業ネット）【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱中症予防情報（WBGT値最高予測値、12の対策等）の提供（平日毎日） <p>◎ 熱中症に対し継続学習出来る仕組みの構築【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業医を講師とした講演会の開催（4/19） ・eラーニング（LMS）を活用した理解・知識の向上・・・【2F】熱中症教育 <p>◎ 熱中症防止及び発生時の緩和対策【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『行動を促す環境（しくみ）の構築』（全社方針）・・・体調変化の早期対応 ・発電所各施設にOS-1、保冷剤等を配備（正門、出入管理所、各号機PPゲート前） ・熱中症対策ウォッチ【カナリア】の運用 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 所内各G、協力企業へ配備し活用を推進（240個） <p>◎ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動の展開（核セキュリティ部門、協力企業と協働）：1回／月 <p>⇒ 2025年度 上期において熱中症2件が発生 共通して、当所で展開している熱中症対策（12の対策）を確実に実施できていた点は良好事例。 しかし、経験の浅い若年者や既往歴のある熱中症リスクの高い方への配慮が欠けていたことや体調変化に対して、相互に気づくことが出来なかったことが主な要因。</p>	<p>2025年度 上期で2件の熱中症が発生</p>

◎2025年度（下期） 安全活動の実績（7/7）

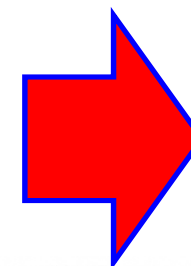
アクションプラン	安全活動の実施項目、実績	活動の結果
寒冷環境下作業対策	<p>◎寒冷環境下作業の体調確認実施【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月～3月の冬季は「寒冷環境下作業の体調自己チェック表」により現場出向前、作業中、作業後に体調確認を行い、体調管理に努める。 対策について定期周知し期間中の慣れによる風化を防止。 <p>◆活動実績◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季安全活動強化運動の展開（12/1～3/31） <ul style="list-style-type: none"> （1）冬季特有の人身災害（転倒・つまずき、墜落・転落）の発生防止 （2）災害事例の活用による安全意識の醸成 （3）冬季特有の交通災害の発生防止 <p>⇒ 冬季特有の災害発生はなし</p>	<p>冬季特有の要因に起因する災害発生はなし</p>
対策の監視	<p>◎2F安全統一ルール 17条の遵守【継続】</p> <p>◎法令（労働安全衛生法等）、現場における作業ルールの遵守【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令（労働安全衛生法）や作業ルール（安全対策仕様書、工事共通仕様書、安全統一ルール17条等）が確実に実践されているか、相互（社員・協力企業）に確認する。 <p>◆活動実績◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労基立入（臨検：第2回 10/16 第3回 1/20）結果：指摘および指導事項はなし ・「あんぜんプロジェクト」STOP！転倒災害の展開（9/1～10/31） 転倒しにくい歩行の実践として「階段では、手すりを掴んで昇降する」安全活動を浸透・定着させる取組みを継続して実施。 ・「安全な行動」浸透・定着活動の展開「安全装備品を正しく着用しよう！」（11/25～1/31） 人身災害や事故を防止するため、必要な保護具を正しく身に着けることを観点到浸透・定着活動を展開。 ・【継続実施】2F「安全統一ルール17条」の見直し 発電所員が更なる安全意識の向上と安全な行動（不安全行動をしない）の振舞いの浸透・定着を目指すため、協力企業と協働で2F「安全統一ルール15条」へ見直しを実施。 <p>⇒ ルール不遵守による災害発生はなし。</p>	<p>ルール不遵守に起因する災害発生はなし</p>

◎『5S(整理・整頓・清掃・清潔・習慣化)』を徹底しよう！

『5S』の意味・意義を全員が再認識し実践しよう！！

5 S 『整理・整頓・清掃・清潔・習慣化』

- ◎ **整理**
 - ・ 必要なものと不要なものを区別し、不要なものを徹底的になくす。
- ◎ **整頓**
 - ・ 必要なものを、すぐ取り出せるように置き場所を決めて整える。
- ◎ **清掃**
 - ・ 汚れのない状態を保つ。
- ◎ **清潔**
 - ・ 整理・整頓・清掃を標準として維持する仕組みを整える。
- ◎ **習慣化**
 - ・ 習慣として定着させる。(しつけ)。



5S活動による
効果！

- ・ 安全性向上
- ・ 品質向上
- ・ 生産性向上
- ・ 人材育成
- ・ 組織力向上

◎ 2026年度 安全活動計画の取組み 『活動目標』

■ 活動目標 ・「災害発生件数 ゼロ」

【私たちが目指すところ】

一緒に働く仲間を絶対に守る。ケガのない安心して働ける現場・職場をつくる。

- ✓ 発電所で働く人たちが、相手の立場に立って、自分事として考え行動することで、「安心して働ける、働きたい」と思ってもらえる安全な現場・職場をつくる。

【安全目標】

一つひとつの現場・仕事（業務）で災害ゼロにつながる行動を実践する。

- ✓ 「顔の見える現場づくり」を通じた信頼関係の強化により、協力企業と協働して安全意識を向上させる。
- ✓ 「災害発生件数 ゼロ」の実現に向けて、日々の安全行動や安全運転を確実にを行い無災害の瞬間を継続して積み上げていく。

◎2026年度 福島第二原子力発電所 安全活動計画

実施項目	取組みの内容	対象G
①作業点検の実践	<ul style="list-style-type: none"> ・直営作業、委託・請負工事の作業点検について浸透状況を振り返り、翌期の目標を立てる。（1回／四半期） 	各グループ
②作業の振り返り（アフターKY）による気付きやリスクの抽出	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の直営作業、委託・請負工事について作業上の危険（リスクや気付き）や改善点がないか作業関係者間、または請負担当者へ確認する。 ✓ 作業の振り返りへの参加する、または口頭や電話連絡などで確認し把握すること ・作業上の危険（リスクや気付き）が抽出された場合は、翌日作業への安全対策や作業手順書への反映に関して関係者で検討する。 ・作業の振り返り（アフターKY）について浸透状況を振り返り、翌期の目標を立てる。（1回／四半期） 	各グループ
③作業点検による危険箇所の抽出と排除	<ul style="list-style-type: none"> ・作業点検において、災害件数の多い「転倒、つまずき／はさまれ災害」防止に注力した危険箇所の抽出とリスク低減措置を実施する。 ✓ 作業点検に基づいて確認する。 	各グループ
④エリアパトロールによる危険箇所の抽出・排除 ★運用、実施頻度は【エリア管理運用ガイド】に基づき実施	<ul style="list-style-type: none"> ・エリアパトロールで抽出された危険箇所は「危険箇所マップ」へ反映する。 ・抽出した危険箇所について、出来る限り排除する。 排除できない場合は、区画・表示取付け等により注意喚起を図る。 ・工事・委託・直営作業を実施する際は「危険箇所マップ」を確認し関係者へ情報を共有し把握する。 	各グループ 防災安全G
⑤安全な行動の浸透・定着活動の展開（安全統一ルール15条）	<ul style="list-style-type: none"> ・自分たちで決めた「福島第二 安全統一ルール15条」を遵守する。 ・社員・協力企業・作業員全員で安全行動（ふるまい）を実践するため定期的にキャンペーンを展開し基本動作、安全行動の浸透・定着化を図る。（基本のふるまい、安全装備品の使用、5Sの徹底など） 	各グループ 防災安全G

◎2026年度 福島第二原子力発電所 安全活動計画

実施項目	取組みの内容	対象G
⑥片付け・準備段階における危険リスクの明確化	<ul style="list-style-type: none"> 作業点検において、本作業と同様に準備段階・片付け作業の危険リスクを抽出し手順書へ反映する。手順書に記載がない場合は、安全な方法で手順を定めること。 (本作業での災害(320件:45%)に対して、準備・片付け作業での災害(304件:44%)多く発生している) ✓作業点検に基づいて確認する。 	各グループ
⑦業務車、車両運転時の安全運転行動の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 実施内容は『交通安全活動計画』(労務人事G)を参照。 ◆安全運転5則◆ <ol style="list-style-type: none"> 1.安全速度を必ず守る 2.カーブの手前でスピードを落とす 3.交差点では必ず安全を確かめる 4.一時停止で横断歩行者の安全を守る 5.飲酒運転は絶対にしない 作業点検では、使用前点検・車両誘導・制限速度・設備や作業員との接触の観点でリスク抽出し手順書へ反映する。 	労務人事G 各グループ
⑧熱中症予防活動	<ul style="list-style-type: none"> ◎熱中症予防対策の実施(5/1~10/31) 熱中症対策(12の対策)の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ✓体調自己チェック表で経験の浅い若年者の理解度や熱中症リスクの高い方(既往歴の有無)に対して確認する 熱中症予報・情報、WBGT値に応じた緩和対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ✓空調服、クールベスト・保冷剤、飲料水、塩タブレットの配備 熱中症教育の実施(講演会、eラーニング) 体調不調の早期発見や発生時の緩和対策(重症化防止)の実施 <ul style="list-style-type: none"> ✓各所へのOS-1配備、ウェアブルデバイス(カリアplus)の活用等 	防災安全G 各グループ
⑨労働災害情報、OE(JIT※7、緊急)情報の活用	<ul style="list-style-type: none"> MM(毎日OE)、TBM-KYにおいてOE情報を活用する。 <ul style="list-style-type: none"> ✓自らの業務、作業に関連したOE情報を活用(教訓)し理解したことを確認する ✓安全意識を高めること、類似災害の再発防止を図る 作業点検、リスクアセスメント(安全事前評価)ではOE(運転情報)や至近3年の緊急OE情報をリスク抽出のポイントして活用する。 	防災安全G 各グループ

※7: ジャストインタイム

項目	概要
安全パトロール (エリアパトロール)	<ul style="list-style-type: none"> ・協力企業との合同パトロール (4回/年)
キャンペーン	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季・冬季「安全活動強化運動」として、夏季、冬季特有の災害事例の周知及び作業前の体調自己チェック表による管理 ・熱中症防止対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○産業医講師による講演会 ○産業医監修の研修資料を2F社員に対して熱中症研修eラーニングを展開 また、協力企業に対しては、研修資料を配布し防止対策の確認を依頼
安全推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・1回/月の頻度で当社と協力企業の合同会議を開催し、労働安全及び災害発生状況(他サイト情報含む)に関する情報提供や安全行動観察結果(良好、指摘)の周知と今後の取り組みを共有
パートナーシップ 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・1回/月の頻度で当社と協力企業の合同会議を開催し、協力企業からの様々な意見に対し改善を図る
協力企業との懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・1回/四半期の頻度で懇談会毎に議論テーマ(原子力安全、作業安全、法令遵守等)を設定し協力企業と東京電力の取組みの共有及び、意見交換により対策を立案し共有を図る

項目	概要
寒冷環境下作業の体調管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12月1日から3月31日の期間において、気温の低下による体調不良を防止するため、熱中症防止対策と同様に体調自己チェック表を使用し管理
振る舞い教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファンダメンタルズ※の浸透活動 協力企業への説明と冊子の配布 <p>※ファンダメンタルズ：日常的に業務に携わる全ての人たちが備えておくべき知識や技能、また、実践するべきふるまいをまとめたもの</p>
OE情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ OE情報※として、災害事例を所員および協力企業に周知し、教訓を生かすことにより必要な対策を実施する活動 <p>※運転経験情報：Operating Experience</p>
マネジメントオブザベーション(MO)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理的職位にある社員が、業務や現場の状況(作業実施状況など)を一定時間留まって観察し助言することにより、現場の改善につなげる活動 また、コーチングによりMO力量を上げMO活動(現場WDN、パトロール等)によるリスク感知・抽出・排除の強化
挨拶運動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「安全活動の強化」及び「熱中症防止対策期間」キャンペーンの一環として社員・協力企業が共同で出入管理所他に立哨し「あいさつ活動による災害の防止」や「熱中症防止の啓蒙活動」を実施する。



対 策	概 要
熱中症対策（12の対策）の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・社員及び協力企業に対して、熱中症対策（12の対策）を徹底するため、周知を行い理解を深める。 ◆12の対策：厚労省「職場における熱中症予防対策マニュアル」を産業医監修のもとで「作業計画」「作業環境管理」「作業管理」「健康管理」「健康増進」の観点で12項目に整理した福島第二共通の対策
体調管理チェックシート運用	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の体調管理とその変化を見逃さないよう『体調自己チェック表』を活用する。
熱中症教育	<ul style="list-style-type: none"> ・社員及び協力企業に対して産業医による熱中症防止対策について、教育の受講依頼・周知し理解を深める。 （社員：eラーニング、協力企業：教育資料 周知） ・産業医講師による講演会 ・社員に対して、熱中症教育としてeラーニングの受講を依頼
熱中症対策水配備	<ul style="list-style-type: none"> ・RW管理区域出入り管理エリア、Hx/B休憩所、事務本館に水分補給用飲料水を配備する。 ・管理区域外の巡視や直営作業等において、水分・塩分補給を指示し熱中症予防を図る。
塩タブレット配備	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員待合所、各管理区域出入り管理エリア、RW/B・Hx/B休憩所、事務本館に塩タブレットを配備する。
熱中症対策応急キット	<ul style="list-style-type: none"> ・1・2号及び3・4号管理区域出入り管理エリア、作業員待合所、RW/B・Hx/B休憩所へ配備をし予防や『万が一の緊急時』に備える。
熱中症防止対策ウォッチ（カナリア）の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症対策ウォッチ（カナリア）を配備。所員及び協力企業を対象に貸与を行い熱中症リスクを早期に検知。

対 策	概 要
自動給茶器（ｽｰｯ飲料）の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1・2号及び3・4号管理区域出入り管理エリアにて給茶器を設置し提供する。
クールベスト・空調服の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外作業時におけるクールベスト又は空調服使用を指示する。
熱中症対策車両の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務車両のエンジンをかけ冷房をつけた状態にすることで、屋外の現場作業における休憩場所として活用する。
携帯用熱中症指標計の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業現場環境把握のために携帯用熱中症指標計の使用を指示する。
熱中症予報周知と注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省熱中症予報サイトの情報を当日・翌日のWBGT最高予想値をｲﾄﾗへ掲載。併せて所内MMにて周知すると共に事務本館、121会議室、食堂前に掲示し所員への注意喚起を促す。 ・ 熱中症指標モニターを事務本館玄関、防護本部前、各S/B入口、RW/B入口、正門西門に掲示し、構内のWBGT値が常に確認できるように配備する。
熱中症注意喚起の垂れ幕掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症注意喚起の垂れ幕を事務本館玄関、防護本部に掲示し、水分・塩分補給及び休憩を促すことで熱中症予防を図る。
TBM-KY	<ul style="list-style-type: none"> ・ TBM（ツールボックスミーティング 作業前打ち合わせ） 作業内容、人員配置、作業上の注意事項等の指示、確認を行う。 ・ KY（危険予知） 作業にひそむ危険要因および具体的な対策を話し合い、安全重点目標を立てる。

<参考3-1>2025年度に発生した人身災害の発生状況

No	発生日	件名	形態	種別	傷害程度
災害1	9月16日	屋外巡視中（夜間）の警備員が道路の段差につまずき転倒し負傷	請負	転倒・つまずき	不休
場所	概要		年齢	経歴	状況
屋外3・4号機 Hx/B 北側道路付近	<p>被災者が屋外巡視中（夜間）、道路の段差につまずいた際、左足首を捻り、転倒し負傷した。 （本人意識あり、自立歩行可能、右肘及び右膝挫創） 転倒により左足外側踝に痛みを感じたものの、警備当直責任者には報告をせず巡視を続行。 巡視終了後、警備当直責任者に状況報告。右膝挫創による出血及び左足外側踝部の腫れを確認したことから、当日朝の勤務終了後、医療機関にて受診。 レントゲンによる診断の結果「左腓骨骨折の疑い」であった。 今回の受診は専門医ではないため、後日の9/18（木）に改めて医療機関（専門医）にて受診した結果「左足関節捻挫、左腓骨遠位端剥離骨折」と診断された。</p>		44	8か月	作業中
災害発生原因			再発防止対策		
<p>◎管理的要因：</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険箇所の抽出および危険箇所マップへの反映漏れ <p>◎物的要因：</p> <ul style="list-style-type: none"> 巡視ルート（構内道路）の段差 <p>◎人的要因：</p> <ul style="list-style-type: none"> 巡視時の安全確認不足 巡視経路（安全通路）の周知不足 			<p>◎当社：</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該箇所の段差についてアスファルト固化剤にて是正を行った。（完了済） 委託警備会社と巡視における危険箇所の抽出を行い、路側線（白線）の劣化（薄れ）調査を実施し、主管GへCRを起票する。 ⇒ 現場表示対応を実施する。 <p>◎協力会社：</p> <ul style="list-style-type: none"> TBM-KY時に事案の共有を行い、注意喚起する。 危険箇所を発見した際は危険箇所マップへ反映すると共に、速やかに主管Gに報告する。 		

* 傷害程度：休業日数による分類 ・重傷：14日以上 ・軽傷Ⅱ：4～13日 ・軽傷Ⅰ：1～3日 ・不休：休業なし

<参考3-2> 2025年度に発生した人身災害の発生状況

令和7年度 第2回
11/18 報告済

20

No	発生日	件名	形態	種別	傷害程度
災害2	9月21日	事務作業中の作業員がファイルキャビネットの扉角に頭頂部をぶつけて負傷	請負	その他	不休
場所	概要		年齢	経験	状況
委託消防詰所	<p>被災者が事務作業中、ファイルキャビネットからファイルを取り出し、扉を開けた状態でファイルを確認後、立ち上がった際に、扉角に頭部を接触し負傷した。 (本人意識あり、自立歩行可能、頭部切創(出血あり)) 頭部切創による出血を確認したことから、医療機関にて受診し、5針の傷口縫合を行った。 後日9/29(月)に再診し抜鉤した。なお、同日に診断書を受領した。 (診断名: 頭頂部打撲・挫創)</p>		59	32年 10か月	業務中
災害発生原因		再発防止対策			
<p>◎管理的要因: ・キャビネットの扉の開閉に関する注意喚起がなかった。</p> <p>◎物的要因: ・キャビネット扉の種類が観音開きだった。</p> <p>◎人的要因: ・執務室内であったため、危険個所のリスクの感度が低かった。 ・キャビネットの扉が開いている状態で作業をしていたが、注意喚起をする人がいなかった。</p>		<p>◎当 社: ① 本事象について、OE情報(JIT情報を作成し関係個所に周知する。) ② 今回の災害について安全推進協議会にて協力企業に周知した。 2025.9.29 済</p> <p>◎協力会社: ① 委託消防関係者全員に対して本事象を周知する。 ② キャビネット引き出しおよび扉へ注意喚起表示を取付ける。 ③ キャビネット引き出しおよび扉の開閉時は「開いたら閉める」こと、扉の下では作業を行わないことを徹底する。 ④ キャビネット扉下部(鋭角部)にトラテープおよびクッション材を取付ける。 ⑤ キャビネット扉にゴムを取り付けて自動で閉まるように加工する。</p>			

* 傷害程度: 休業日数による分類 ・重傷: 14日以上 ・軽傷Ⅱ: 4~13日 ・軽傷Ⅰ: 1~3日 ・不休: 休業なし

<参考3-3> 2025年度に発生した人身災害の発生状況

令和7年度 第2回
11/18 報告済

21

No	発生日	件名	形態	種別	傷害程度
熱中症 1	7月8日	当社社員が新入社員現場研修により体調不良	社員	熱中症	不休
場所		概要	年齢	経験	状況
情報棟321・322会議室		被災者（新入社員）は、7/8新入社員研修のため各現場にて研修を実施。 翌日出社後、発熱や倦怠感などの体調不良を訴えたことから健康管理室で受診し発熱（37.7℃）を確認。 その後、業務車にて医療機関へ搬送し、「熱中症の疑い」と診断された。	18	3か月	業務中

再発防止対策

◎当社：

熱中症対策は適宜に実施していたが、被災者が新入社員であり、自らの体調変化を把握しきれないことや的確に情報発信できないことから、以下の対策を実施する。

- ・指導者および研修担当グループに対して、熱中症の兆候や発症時の症状を的確に把握するための研修を実施する。
- ・指導者は、新入社員の体調不良の兆候に気づいた際は躊躇せず、研修から外し健康管理室で受診させる。
- ・指導者同士の体調確認を実践し見せることで、新入社員も相互に声を掛け合い体調不良を容易に言い出せる雰囲気醸成する（不慣れな環境下でも遠慮することなく発信できるよう、新入社員に再徹底した。）
- ・本事例と対策を3サイト研修担当グループへ周知する。

* 傷害程度：休業日数による分類 ・重傷：14日以上 ・軽傷Ⅱ：4～13日 ・軽傷Ⅰ：1～3日 ・不休：休業なし

<参考3-4> 2025年度に発生した人身災害の発生状況

令和7年度 第2回
11/18 報告済

22

No	発生日	件名	形態	種別	傷害程度
熱中症 2	9月17日	水処理建屋脇屋外設備エリアにて弁交換作業に従事していた監視員が体調不良	請負	熱中症	不休
場所	概要		年齢	経験	状況
水処理建屋 屋外設備エリア	水処理建屋脇屋外設備エリアにおいて弁交換作業に従事していた被災者（監視員）が体調不良（左足の痙攣）を訴え、当社工事監理員へ連絡があった。意識はあるものの自力歩行不可のため、業務車にて元請け事務所へ移動（身体汚染なし）。その後、体調が悪化（吐き気）したことから、救急車を要請し医療機関へ搬送した。受診の結果、「熱中症（I度）」と診断された。		40	2年 6か月	作業中
再発防止対策					
<p>◎当 社：</p> <p>熱中症対策は適宜に実施していたが本事象を発生させてしまったため、改めて体調管理の重要性について部内に本事象を周知する。</p> <p>◎協力企業：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直射日光を受けての監視作業においては、「作業用パラソル」の設置もしくは「ビニール製日除け」を着用する。 ・過去の熱中症の既往歴を確認するとともに、既往歴のある作業員に対しては作業環境等に配慮する。 					

* 傷害程度：休業日数による分類 ・重傷：14日以上 ・軽傷Ⅱ：4～13日 ・軽傷Ⅰ：1～3日 ・不休：休業なし

<参考3-5>2025年度に発生した人身災害の発生状況

23

No	発生日	件名	形態	種別	傷害程度
災害3	3月9日	監視装置の巡視作業を終え立ち上がった際、左膝を捻り負傷	請負	その他	重症
場所	概要		年齢	経験	状況
1・2号機 コントロール建屋 (非管理区域)	<p>3月9日、被災者は、監視装置巡視作業において監視盤下部にある記録計の確認が終了したため、立ち上がって移動しようとしたところ、左膝を捻ってしまった。その後、左膝に違和感があったが歩くことができたため、作業を継続した。</p> <p>3月13日、捻った左膝に痛みを感じたため医療機関を受診したところ、捻ったことが原因と診断され痛み止めを処方された。</p> <p>3月18日、左膝の痛みが改善されなかったため再度、医療機関を受診したところ、「左膝内側側副靭帯断裂」と診断された。</p> <p>3月19日、協力企業から当社へ医療機関を受診した旨、連絡を受けた。</p>		41	5年	作業中
災害発生原因		再発防止対策			
<p>◎管理的要因： 膝などの靭帯を痛めないための動作に対する周知が不足していたこと。</p> <p>◎物的要因： -</p> <p>◎人的要因： 立ち上がり直後に方向転換動作を行ったことにより膝への過度な負担が加わったこと。</p>		<p>◎当社： ・再発防止対策の履行状況をMOやTBM-KYなどで確認していく。 ・過去に既往歴がある際は、その箇所をかばう動作により新たな負傷や再発を招くリスクがあることについて、注意喚起を行う。 ・本事象を安全推進協議会定例会において周知し、注意喚起を行う。(4/20実施済み)</p> <p>◎協力会社： ・別紙「床からの安全な立ち上がりと方向転換 膝を守る4ステップ」について、協力会社を含む全員へ周知し、同様の動作を行う際の注意喚起を図る。 ・作業時において、無理な姿勢や身体に負担のかかる動作を避けるよう周知し、注意喚起を図る。</p>			

* 傷害程度：休業日数による分類 ・重傷：14日以上 ・軽傷Ⅱ：4～13日 ・軽傷Ⅰ：1～3日 ・不休：休業なし

<参考3-6> 2025年度に発生した人身災害の発生状況

24

No	発生日	件名	形態	種別	傷害程度
災害4	3月11日	現場作業終了後、事務所へ戻る途中に出入口前の段差を踏み外し転倒し負傷	請負	転倒・つまずき	重症
場所	概要		年齢	経験	状況
企業棟A棟（事務所） 出入口前	被災者は作業終了後、2F事務所（企業棟A棟）へ戻った際、南側事務所出入口前の段差にて足を踏み外し、左足首をひねり転倒した。転倒直後は痛みがなかったため、2F事務所でEMを行い、昼食後に発電所構外事務所へ移動した。痛みが段々と増してきたこと、過去に左足首の靭帯を断裂していたことから、退社後に医療機関を受診した。レントゲンの結果、「左足小指側甲部骨折」が認められた。今回の受診は専門医ではないため、翌日3/12（木）に改めて医療機関（専門医）を受診した結果「第5中足骨骨折（左）」全治3か月程度と診断され、専門医から安静にするようにと指示されたことから、3月13日～4月5日まで休業した。		55	26年 5か月	作業中
災害発生原因			再発防止対策		
<p>◎管理的要因：作業現場以外のリスク源抽出、周知不足。</p> <p>◎物的要因：段差があった。</p> <p>◎人的要因：・段差の大きい縁石部付近を通行ルートとした。 ・通行ルートにあった段差（縁石部）の安全確認を怠り移動した。</p>			<p>◎当社：・本事象について安推協定例会で周知し注意喚起を行う。 ・本事象の災害発生箇所について2Fイントラ「危険箇所マップ」DBへ掲載し注意喚起を図る。 ・災害発生箇所（段差部分）を明確にさせるため、注意表示「段差注意」の取付け（類似箇所含む）を実施する。</p> <p>◎協力会社：・企業棟A棟の出入口扉に“転倒災害事象と注意喚起”を掲示。 ・TBM-KY等で作業場所のみではなく移動経路を含めたリスクを抽出し関係者へ周知する。</p>		

* 傷害程度：休業日数による分類 ・重傷：14日以上 ・軽傷Ⅱ：4～13日 ・軽傷Ⅰ：1～3日 ・不休：休業なし

<参考4-1>2026年度に発生した人身災害の発生状況

25

No	発生日	件名	形態	種別	傷害程度
災害1	4月9日	屋外を移動中にアスファルトの窪みに足を取られ転倒し負傷	請負	転倒・つまずき	不休
場所	概要		年齢	経験	状況
屋外 1号機南側道路	被災者は屋外業務を終え、次の場所へ移動中にアスファルトの窪みに足を取られ転倒し左膝を負傷した。その後、健康管理室へ移動し産業医の診察、治療を受けた。 (診察結果：皮膚表面のみ挫創で骨には異常なし。軟膏を塗布。) 被災者は当日午後より業務再開。		30	2年6か月	移動中
災害発生原因			再発防止対策		
◎ 管理的要因 ：危険箇所の抽出および危険箇所マップへの反映漏れ ◎ 物的要因 ：構内道路における段差 ◎ 人的要因 ：業務遂行中における不安全な行動 ✓ 現場移動時の安全確認不足 ✓ 移動経路の認識不足			◎ 当社 ：当該箇所の段差をアスファルト合材にて是正処置を実施。 ✓ 転倒・つまずき災害について再委託警備会社含め改めて周知を依頼。 ✓ エリア内において類似箇所を抽出、CR起票し主管Gへ補修依頼を行う。 ◎ 協力会社 ：危険箇所を発見した際は危険箇所マップへ反映するとともに、速やかに主管Gに報告する。 ・道路端のアスファルトとコンクリートのつなぎ目はひび割れや段差があるため平坦な安全箇所を選定し歩行する。 ・委託警備会社より再委託企業に対して事例の周知(再発防止含む)を実施。		

* 傷害程度：休業日数による分類 ・重傷：14日以上 ・軽傷Ⅱ：4～13日 ・軽傷Ⅰ：1～3日 ・不休：休業なし

<参考4-2>2026年度に発生した人身災害の発生状況

26

No	発生日	件名	形態	種別	傷害程度
災害2	4月20日	巡視中の作業員がスロープで右足を踏み外し転倒負傷	請負	転倒・つまずき	不休
場所	概要		年齢	経験	状況
1・2号機 廃棄物処理建屋 地下2階	廃棄物処理建屋の巡視業務（OJT）を行っていた作業員が、巡視対象の部屋から退出する際にスロープで右足を踏み外し、転倒負傷した。 （巡視対象の部屋から先に作業員2名が退室、遅れて被災者が退室中、部屋入口（通路側）に設置されているスロープの端へ右足を掛けた際に踏み外して転倒）		24	2年 0か月	巡視中
災害発生原因		再発防止対策			
<div style="border: 2px solid #0056b3; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block; background-color: #e6f2ff;"> 発生要因の分析、再発防止対策 検討中 </div>					

* 傷害程度：休業日数による分類 ・重傷：14日以上 ・軽傷Ⅱ：4～13日 ・軽傷Ⅰ：1～3日 ・不休：休業なし

◎ 福島第二 危険箇所リスト (抜粋)

是正前

是正後

場所	1号機 原子炉複合施設(屋外周辺)	マップNo.	45
			
状態・概要 【災害対象外】 2026.2.11 監視中の警備員が段差を降りる際にバランスを崩し転倒し負傷(両膝挫傷程度)した。			

場所	1号機 原子炉複合施設(屋外周辺)	マップNo.	45
 <p style="text-align: center;">対策処置を実施</p>			
実施内容(是正・対策) 段差を少なくする為、ブロックを積みステップを設置。合わせてテープを貼り付け注意喚起した。			

場所	企業棟A棟(事務所)出入口前	マップNo.	46
 <p style="text-align: center;">敷居で踏み外し</p> <p style="text-align: center;">通行方向</p>			
状態・概要 【災害】 2026.3.11 現場作業終了後、事務所(企業棟A棟)へ戻る途中に出入口前の段差を踏み外し転倒し負傷(薬指中足骨骨折(左))した。			

場所	企業棟A棟(事務所)出入口前	マップNo.	46
			
実施内容(是正・対策) 是正対応なし			

場所	屋外 1号機南側道路付近	マップNo.	48
			
状態・概要 【災害の水平展開】 2024.3.27 被災者は屋外業務を終え、次の場所へ移動中にアスファルトの窪みに足を取られ転倒し左膝を負傷した。その後、健康管理室へ移動し産休中の診察・治療を受けた。 (診察結果:皮膚表面のみ挫創で骨には異常なし。診察を遂行。) 被災者は当日午後より業務再開。			

場所	屋外 1号機南側道路付近	マップNo.	48
			
実施内容(是正・対策) 2025.4.10 1号機軽油タンク南側道路の警備員転倒発生箇所についてアスファルト合材にて是正処置実施。			

◎ 福島第二 安全統一ルール15条 (2026年4月1日運用開始)

福島第二原子力発電所で働く人たちが全員が守るルールです！

2026年4月1日 運用開始

2F安全統一ルール15条

今日も一日ご安全に！

基本のふるまい

第1条 挨拶

- ★ 「おはようございます！」 「お疲れ様です！」 「ご安全に!!!」
- ★ 発電所で働く仲間どうし声掛け
- ★ コミュニケーションをしっかり取る

第2条 手すり使用

- ★ 階段昇降時は手すりを掴む

第3条 指差呼称

- ★ 「〇〇ヨシ！」言葉に出して確認を
- ★ 「前方・後方・左右は良いか？」

第4条 5Sの実施

- ★ 「整理」「整頓」「清掃」「清潔」「習慣化」
- ★ つまづき・転倒を起こさぬように

作業中の共通事項

第9条 違和感を感じたら立ち止まる

- ★ STARの精神
- ★ 迷った場合は立ち止まって報告・連絡・相談
- ★ 立ち止まることに感謝

第10条 予定外作業禁止

- ★ 作業指示書と要領書からの逸脱禁止
- ★ 単独行動禁止

第11条 熱中症対策

- ★ 熱中症12の対策の実施
- ★ 体調が悪そうな仲間には「体調悪い？」と声掛け
- ★ 体調に異変を感じたら無理せず言い出す

作業準備

第5条 TBM-KYの実施

- ★ 役割分担を明確に
- ★ 現場でリスク抽出(高線量エリアは除く)
- ★ アフター-KYで新たなリスク抽出

第6条 安全装備品の使用

- ★ 作業に合った安全装備品を使用 「安全帽」「保護メガネ」「安全靴」「耳栓」「保護手袋」
- ★ 高所・開口部作業では必ず「墜落制止用器具」
- ★ 暗所では「ライト」

第7条 適切な道具の使用

- ★ 作業に応じた適切な道具を選定 (吊具や可搬式作業台も含む)
- ★ 使用前点検の実施

第8条 交通災害の撲滅

- ★ 輪留め実施
- ★ 構内制限速度 30Km/h 遵守
- ★ 車両動線に立ち入らない

個別の実施事項

第12条 感電災害防止

- ★ 作業対象・近傍の充電状況確認
- ★ 絶縁工具、絶縁保護具の使用徹底
- ★ 作業前に必ず検電

第13条 火災防止

- ★ 火気と危険物の混在禁止
- ★ 可燃物の排除
- ★ 火気養生の実施

第14条 重量物災害防止

- ★ 吊荷の下には入らない
- ★ 3・3・3運動の遵守
- ★ 重量物運搬は複数人・無理ない姿勢で

第15条 挟まれ災害防止

- ★ 可動部に身体を入れない

過去に福島第二で死亡災害あり
福島第二原子力発電所 安全推進協議会



2026年度活動テーマ：『愛をもって安全運転を。— 事故ゼロは“信頼”そのもの』

【安全活動計画（交通安全関係）の基本姿勢】

当事業所は地域とともに歩む存在であり、『信頼の維持・向上』は最優先の使命である。今後、廃炉作業に伴う工事車両の増加が確実視される中、私たちは“事業所から交通事故を絶対に起こさない”という確固たる姿勢で臨む必要がある。そのためにも、全社員が日常から交通安全を自らの行動に落とし込み、地域に安心をもたらす事業所であり続けることが求められる。

【達成すべき目標】

地域と仲間を大切に“愛”の心を原点に、交通ルール遵守と確かな運転技術を備え、常に安全運転を実践することで加害事故・交通違反ゼロを達成する。

2025年度の振り返り

- ① ふくにセーフティチャレンジ：月次目標設定→達成状況を労務人事Gあて報告・イントラ掲載（通年）
- ② 情報発信：事例周知（随時）+安全運転ポイント掲載（1回/月）
- ③ 技能把握：転入者・認定者確認（随時）、安全適性検査（11月）
- ④ 個別対策：新入社員研修（4月）、裁判傍聴（10月・2回）、交通講演会（12月）、グループ討議（12月～1月・2題材）、免許証確認（7月）、交通安全運動出動式参加（年4回）

考察（次年度に向けた示唆）

- ・ふくにセーフティチャレンジの未達8件（1月末時点）→一時停止違反が多く、『基本動作の徹底』が最大課題といえる。
- ・事例検討/傍聴などにより“自分事として考える意識”の定着を狙った。
- ・対象施策は例年通り実施できた→次年度は“きづき”を更に強化していく。

2026年度あい（愛）ことば

『みる・よむ・きづく交通安全』

→話題性のあるテーマを抽出・イントラ等で周知（随時）

→フォトKYTの実施（年4回程度）

2026年度実施事項

- ふくにセーフティチャレンジ（通年）
 - ・月次目標設定 → 達成状況報告 → イントラ掲載
 - ・未達成時：再発防止検討会（グループ討議）
- 技能把握
 - ・転入者、認定者の技能確認（随時）
 - ・安全適性検査（7月以降）
- 個別対策
 - ・交通講演会（10月以降・1回Web開催を検討）
 - ・交通裁判傍聴（7月以降・年2回）
 - ・フォトKYTの実施（年4回程度）
 - ・交通安全行事への参加（年4回程度）

2026年度 安全所長方針

ワンチームで創る安全！

仲間に愛を持ってみんなの笑顔を守ろう！



- 関係者全員で作業点検を実施し現場の危険リスクを排除する！
- 全員が気づきや違和感を言える、気軽に話せる関係になる！
- 自分たちで決めた「安全統一ルール15条」を必ず守る！

福島第二原子力発電所長
都留 昭彦